

構造改革特区の第1次提案等に対する政府の対応方針

平成19年10月9日
構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域法第3条第3項に基づき、平成19年6月1日から29日までの間、構造改革特区に係る第1次提案の募集を実施した。構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、「定期的に地方公共団体や民間事業者等から幅広く新たな規制の特例措置の整備等についての提案を募集し、それらの提案について「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討を行うものとする。」とされていることを踏まえ、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行った。

また、これまでの構造改革特区の提案に対する政府の対応方針において「規制所管省庁が今後検討を進める」とされた規制改革事項等についても、政府においてとりまとめを行った。

これらを踏まえ、以下のような対応方針をとることとする。

1. 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置は、別表1のとおりである。

〔今後の対応方針〕

別表1に掲げられた規制の特例措置については、「規制の特例措置の内容」、「同意の要件」及び「特例措置に伴い必要となる手続き」を具体的に検討した上で、11月下旬を目途に閣議決定により基本方針の別表1に追加する。

基本方針の別表1に掲げられることとなる規制の特例措置を定める省令は、12月までのできる限り早い時期に公布し、平成20年1月1日までに施行するものとする。なお、規制所管省庁においては、省令の案を作成するに当たっては、別表1及び基本方針の別表1に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

この規制の特例措置は、原則として平成20年1月以降の構造改革特別区域計画の認定申請において、構造改革特別区域計画に記載できる規制の特例措置の対象とする。

2. 全国において実施する規制改革事項

構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表2のとおりである。

〔今後の対応方針〕

別表2に掲げられた規制改革事項については、規制改革の趣旨を損なわないよう、進捗状況について規制改革会議が適切に監視していくものとする。

3. 規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等

規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等は、別表3のとおりである。この別表3には、これまでの構造改革特別区域推進本部決定により、規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等として措置区分されていたもののうち、実施時期が到来してもなお検討を継続することとなったものについても、実施時期を改めて設定した上で併せて記載している。

なお、別表3に掲げられた規制改革事項等について規制所管省庁が検討した結果、新たに構造改革特区において規制の特例措置を講じることとなる規制改革事項、又は構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することとなる規制改革事項等については、改めて対応方針として定めるものとする。

〔今後の対応方針〕

別表3に掲げられた規制改革事項等については、規制所管省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行うものとし、提案の趣旨を損なわないよう、内閣官房が適切に監視していくものとする。

4. その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、すべてが構造改革特区で講じられる規制の特例措置等としてなじまないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等の更なる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

別表1 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
413	119番通報時における緊急度・重症度識別(トリアージ)による救急隊編成の弾力化	消防法施行令(昭和36年3月25日政令第37号)第44条第1項、消防法施行規則(昭和36年4月1日自治省令第6号)第50条	救急隊は、現行では、原則、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成すべきとされているところ、特区においては、119番通報時における緊急度・重症度の識別(トリアージ)が適切にでき、医師による指示・助言を行う運用体制が常時確立していること等を前提として、緊急度・重症度が著しく低い等の条件を満たす場合に、救急自動車1台及び救急隊員2人による救急隊の編成が可能となるよう措置を講ずる。	総務省

別表2 全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
441	過疎地域・辺地地域内における移動通信用鉄塔施設整備事業を地方単独事業として実施する要件の緩和	「移動通信用鉄塔施設整備事業における地方単独事業について」(平成16年10月4日付け 総行情第131号 総務省自治行政局地域情報政策室長通知) 別紙「3 電気通信事業者の負担について」	事業者負担要件を緩和することとし、それに関する取扱いについて全国に通知発出済。(「移動通信用鉄塔施設整備事業における地方単独事業について」(平成19年4月20日付け 総行情第38号 総務省自治行政局地域情報政策室長通知)) 【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成19年4月20日施行(措置済)	総務省
520	卒業後も継続して起業活動を行う有望な留学生の在留に係る特例措置(最長180日間)	出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)第20条 「構造改革特別区域基本方針等において定められた規制改革に関する措置の実施に伴う入国・在留審査事務の取扱いについて」 平成16年2月26日付け法務省管第1181号 法務省入国管理局長通達	大学の学部又は大学院を卒業(又は修了)後180日以内に、会社法人を設立し起業して在留資格「投資・経営」に在留資格変更許可申請を行うことが見込まれる、優れた起業・経営能力を有する留学生について、卒業(又は修了)した大学による推薦を受け、起業に必要な資金を調達し、店舗又は事務所が確保されることが確実であり、大学による起業活動の把握・管理が適切に行われるため必要な措置が講じられている場合には、「短期滞在」への在留資格変更を許可することとし、更に在留期間の更新を認めることにより、最長で卒業後180日間滞在することを可能とした。 【平成19年2月28日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成19年度中	法務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
521	戸籍バックアップサーバの設置場所に関する要件の明確化	戸籍法施行規則第7条	提案主体からの戸籍バックアップサーバの民間データセンターへの設置に関する照会について、回答文書を発出し、戸籍先例として全国に周知させることにより、全国的な取扱いの統一を図るものとする。	平成19年度中	法務省
522	乗継時間が短く迅速な審査を必要とする者への個別審査及び国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置	-	空港での乗継時間が短く迅速な審査を必要とする者については、航空会社による確実な誘導があれば、個別に対応して上陸審査を実施することとする。また、国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。 これらの対応について、平成19年度中に地方入国管理局に通達し周知を行う。	平成19年度中	法務省
839	中核市等の市町村教育委員会への教職員人事権の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第37条	平成19年6月20日に成立した「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において、都道府県教育委員会は、県費負担教職員の同一市町村内の転任について、原則、市町村教育委員会の内申に基づき、行うこととする規定を設けた。 【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成19年6月20日成立(措置済)	文部科学省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
987	コンビナート事業所における携帯コンピュータの防爆認定の緩和	労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号)第44条の2 労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)第280条、第281条 電気機械器具防爆構造規格(昭和44年労働省告示第16号)	<p>専門家による技術的検討結果を踏まえ、国内の防爆構造規格に最新のIEC規格を取り入れるための構造規格等の改正を平成19年度中を目途に講じることとした。</p> <p>【平成18年2月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項」として措置区分されていたもの】</p>	平成19年度中	厚生労働省
988	介護保険料賦課決定の弾力化	介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第129条第2項 介護保険法施行令(平成10年12月24日政令第412号)第38条、第39条	<p>市町村の裁量により、介護ボランティア活動を通じて蓄積したポイントを利用して介護保険料を納付する仕組みなどを、介護保険制度の地域支援事業として行うことができることを明らかにする通知(平成19年5月7日付)を発出した。</p> <p>【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成19年5月7日 施行(措置済)	厚生労働省
989	食品衛生法に基づく許可基準の柔軟運用	食品衛生法(昭和22年法律第233号)第51条、第52条第1項	食品衛生法に基づき都道府県等が条例で定める営業施設の基準に関し、都道府県知事等が公衆衛生上支障がないと認めた事項については、しん酌することが可能である旨、各都道府県等に周知する。	平成19年度中	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1022 1265 1310	外国由来等の漂流・漂着ゴミ対策	-	<p>構造改革特区提案を契機として、平成18年4月から局長級による「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」を設置し、計4回開催、対策についての検討を精力的に行い、平成19年3月にとりまとめをおこなった。とりまとめには、各省が実施する平成19年度以降の施策に関し、漂流・漂着ゴミの状況の把握、外交面など国際的な対応も含めた国内外における漂流・漂着ゴミの発生源対策、漂流・漂着ゴミによる被害が著しい地域での対策について、新規施策、既存施策の拡充等が盛り込まれた。これらの施策を効果的に実施することにより、本問題への対策を進展させていくこととする。</p> <p>【平成18年2月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項」として措置区分されていたもの】</p>	平成18年度に「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」を行った。本とりまとめを踏まえ、平成19年度以降、各種施策を実施していく。	農林水産省 国土交通省 環境省
1139	風力発電施設設置に係る工場立地法の適用除外	工場立地法(昭和34年3月20日法律第24号)第6条 工場立地法施行令(昭和49年2月22日政令第29号)第1条	<p>産業構造審議会地域経済産業分科会等での検討結果を踏まえ、風力発電施設の設置に関して、設置地域など一定の要件を満たす場合には、都道府県知事の裁量により、工場立地法第4条に基づく「工場立地に関する準則」を弾力的に適用できるような運用を措置済みである。(平成19年8月16日付け財理第3167号、課酒5-19、医政発第0816001号、19総合第820号、平成19・08・07地局第1号、国鉄総第188号、国海造第173号、国海船第24号財務省理財局長、国税庁長官、厚生労働省医政局長、農林水産省総合食料局長、経済産業省地域経済産業審議官、国土交通省鉄道局長、国土交通省海事局長通知)</p> <p>【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成19年8月16日施行(措置済)	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1140	砂利採取業者の登録申請書の添付書類の簡略化	砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和43年7月18日通商産業省令第80号)第2条第2項第4号、第5号、第6号	当該事項に係る都道府県への意見照会の結果を踏まえ、都道府県の判断によって登録申請書への添付書類を簡略化することが可能となるよう、平成20年度上半期を目途に省令を改正する。 【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成20年度上半期	経済産業省
1141	採石業者の登録申請書の添付書類の簡略化	採石法施行規則(昭和26年1月31日通商産業省令第6号)第8条第2項第4号、第5号、第6号	当該事項に係る都道府県への意見照会の結果を踏まえ、都道府県の判断によって登録申請書への添付書類を簡略化することが可能となるよう、平成20年度上半期を目途に省令を改正する。 【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成20年度上半期	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1142	固体酸化物型燃料電池(SOFC)の実証実験を円滑に行うための規制緩和	<p>電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第42条第1項、第43条第1項</p> <p>電気事業法施行規則(平成7年10月18日通商産業省令第77号)第50条第1項、第52条第1項</p> <p>発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年3月27日通商産業省令第51号)第35条</p> <p>電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年3月27日通商産業省令第52号)第46条</p> <p>電気設備の技術基準の解釈第51条</p>	<p>小出力の固体酸化物型燃料電池発電設備に関して、一般用電気工作物へ位置づけること、不活性ガスによって燃料ガスを置換する構造を省略することについては、平成19年度中に省令改正を行う予定。</p> <p>また、常時監視しない発電所のうち随時巡回方式対応の発電所として運用することについては、平成18年12月14日に「電気設備の技術基準の解釈」の改正を行った。</p> <p>【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成19年度中	経済産業省
1266	静岡・山梨両県にまたがる「富士山」ナンバーの早期導入	<p>自動車登録規則(昭和45年2月20日運輸省令第7号)第13条第1項第1号</p> <p>新たな地域名表示ナンバープレートの導入について(要綱)</p>	<p>「富士山」ナンバーは複数の運輸支局等の管轄にまたがることから、各種行政事務等への影響の有無を両県及び関係機関と検討を行ったところ、管轄をまたがるナンバーの設定は可能であるとの結論に達したことから、平成20年秋頃に「富士山」ナンバーを導入することとし、所要の措置を講ずる。</p> <p>【平成18年2月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項」として措置区分されていたもの】</p>	平成20年度中	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1267	特定重要港湾の入港料に係る国の関与の見直しについて	港湾法(昭和25年5月31日法律第218号)第44条の2第2項 港湾法第60条第4号の2	特定重要港湾の入港料率の設定等に係る国の同意を要する事前協議制を、上限内での事前届出制に変更することとし、所要の措置を講ずる。 【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成20年度中	国土交通省
1268	既設のバス停の上屋に対する広告物の添加許可	道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第32条	既設のバス停の上屋でバス利用者向けのロケーションシステムのような高度なサービスを提供する場合について、当該上屋へ広告物を添加し、その広告料収入を上屋の維持管理に必要な費用に充当させるとの取扱いが可能となるよう「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」(平成19年8月13日付国道利第7号 国土交通省道路局長通知)により措置をした。 【平成19年2月28日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成19年8月13日施行(措置済)	国土交通省
1269	道路附属物駐車場について指定管理者制度による利用料金制度を実施することが可能であることの明確化	道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第64条第1項	道路附属物駐車場について、駐車場の利用に係る料金を指定管理者の収入として帰属させることが可能であることを道路管理者あてに書面により通知する。	平成19年度中	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1270	道路廃止に伴う不用管理物件の管理期間の短縮	道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第92条、道路法施行令(昭和27年12月4日政令第479号)第38条	廃止された道路を利用していた者の利益保護及び他の道路管理者が別の道路として使用する機会が確保できるよう、一般的な考え方を整理のうえ、道路廃止に伴う不用管理物件の管理期間の短縮が可能となるよう措置する。	平成19年度中	国土交通省
1271	特殊車両通行に係る許可期間の延長	道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第47条第2項、第47条の2第1項	道路がネットワークとして活用されていることから、道路構造物及び他の交通に与える影響や違反車両の通行実態を考慮の上、現行最大1年間である特殊車両の通行許可期間を最大2年間に延長できるよう全国規模で統一的に措置する。	平成20年度中	国土交通省
1272	国際定期便の地方空港乗り入れ自由化の加速・認可の実質的届出化	—	現在、国際定期便は二国間交渉で路線や便数を定めて運航しているが、今後は、地方空港については、アジア・ゲートウェイ構想に基づき、自由化交渉を進め、交渉妥結前でも、暫定的に増便等を認めるとともに、安全の確認等を除き、実質的な届出化を図る。	平成19年度中	国土交通省
1311	事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分の検討	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年9月23日政令第300号)第2条第2号	事業系一般廃棄物である物品賃貸業に係る木くず及び貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)に係る木くずについて、その区分を見直し、産業廃棄物に追加した。 【平成18年2月15日付け構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項」として措置区分されていたもの】	平成19年9月7日公布(措置済)	環境省

別表3 規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
403	社会教育に関する権限の移譲	地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第180条の7、第180条の8	<p>教育委員会の事務権限の移譲について、その条件や範囲を含め具体的な内容は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を所管する文部科学省において引き続き検討が進められるものと承知している。これを踏まえ、対応すべき事項がある場合には必要な検討を行い、平成19年度中に措置できるよう結論を得る予定。</p> <p>【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成18年度中に措置できるよう結論」とされていたもの】</p>	平成19年度中に措置できるよう結論	総務省
501	不動産登記等証明書の交付事務の拡大	<p>不動産登記法(平成16年6月18日法律第123号)第6条第1項、第11条、第119条第1項</p> <p>不動産登記規則(平成17年2月18日法務省令第18号)第197条第1項</p> <p>商業登記法(昭和38年7月9日法律第125号)第1条の3、第4条、第7条</p> <p>商業登記規則(昭和39年3月11日法務省令第23号)第29条、第30条第3項</p>	<p>平成17年6月、愛媛県新居浜市において証明書発行請求機による登記事項証明書等の交付事務について試行を開始し、以後、更に4箇所を追加的に試行を実施して、平成18年度中にその取扱いを実施する具体的な基準を確定すべく、利用状況の把握・検証に努めてきた。</p> <p>ところが、平成19年4月1日から登記事項証明書の手数料の見直しがあり、オンラインにより登記事項証明書を請求する場合や、インターネット登記情報提供サービスを利用する場合の料金が大幅に引き下げられた。基準の策定には、証明書発行請求機の収支予測が不可欠であるところ、オンライン等による場合の手数料の引下げは、これまでの試行において把握した証明書発行請求機の利用者数に影響を及ぼす可能性があることから、平成19年度も継続して利用状況の把握に努める必要がある。</p> <p>そこで、手数料改正による影響について一定の結論を得た上で、平成19年9月までの情報をもとに基準の策定を予定しており、平成19年中に策定・公表を行う。</p> <p>【平成18年2月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項」として措置区分され、実施時期が「平成18年度中に結論」とされていたもの】</p>	平成19年中に結論	法務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
502	法人の印鑑証明書の交付事務の拡大	商業登記法(昭和38年7月9日法律第125号)第1条の3、第4条、第7条	<p>平成17年6月、愛媛県新居浜市において証明書発行請求機による登記事項証明書等の交付事務について試行を開始し、以後、更に4箇所を追加的に試行を実施して、平成18年度中にその取扱いを実施する具体的な基準を確定すべく、利用状況の把握・検証に努めてきた。</p> <p>ところが、平成19年4月1日から登記事項証明書の手数料の見直しがあり、オンラインにより登記事項証明書を請求する場合や、インターネット登記情報提供サービスを利用する場合の料金が大幅に引き下げられた。基準の策定には、証明書発行請求機の収支予測が不可欠であるところ、オンライン等による場合の手数料の引下げは、これまでの試行において把握した証明書発行請求機の利用者数に影響を及ぼす可能性があることから、平成19年度も継続して利用状況の把握に努める必要がある。</p> <p>そこで、手数料改正による影響について一定の結論を得た上で、平成19年9月までの情報をもとに基準の策定を予定しており、平成19年中に策定・公表を行う。</p> <p>【平成18年2月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項」として措置区分され、実施時期が「平成18年度中に結論」とされていたもの】</p>	平成19年中に結論	法務省
503	高度人材に係る在留期間の伸長	出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年10月28日法務省令第54号)別表第2	<p>「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)を踏まえ、関係省庁と連携し、措置の前提である新たな在留管理体制の整備と併せて検討し、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出する。</p> <p>また、法務省においては、平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討し、平成19年度末を目処に法務大臣に検討結果を報告することとしており、当該検討結果も踏まえて具体的な検討を進める。</p> <p>【平成18年2月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項」として措置区分され、実施時期が「平成18年度中に結論」とされていたもの】</p>	平成21年通常国会までに関係法案提出	法務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
504	在留資格「投資・経営」で入国・在留する者のうち、高度人材に係る在留期間の伸長	出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年10月28日法務省令第54号)別表第2	「規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)」を踏まえ、関係省庁と連携し、措置の前提である新たな在留管理体制の整備と併せて検討し、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出する。 また、法務省においては、平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討し、平成19年度末を目処に法務大臣に検討結果を報告することとしており、当該検討結果も踏まえて具体的検討を進める。 【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成18年度中に結論」とされていたもの】	平成21年通常国会までに関係法案提出	法務省
506 2009	在留資格「就学」の受入れ教育機関となる各種学校に準ずる機関を審査するための枠組みの検討	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	アジア・ゲートウェイ構想の趣旨及び「海外のデザイナーなどが日本で活躍する機会を増やす観点から、2007年度中に高度人材としての受入れ拡大のニーズやその方策等について検討し、必要に応じ制度改正等の措置を講ずる。」(「知的財産推進計画2007」(平成19年5月31日知的財産戦略本部決定))を踏まえ、在留資格「就学」の受入れ教育機関となる各種学校に準ずる機関を審査するための枠組みについて、知的財産戦略推進事務局・法務省ほか関係省庁が検討する。	平成19年度中に結論	法務省 内閣官房(知的財産推進事務局)
507	「投資・経営」(高度人材に係るもの以外)及び「技術」「人文知識・国際業務」の在留期間の伸長	出入国管理及び難民認定法第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2	在留資格「投資・経営」(直接事業に投資し経営をする外国人、高度人材に係るもの以外)、「技術」、「人文知識・国際業務」(資本金5億円以上の本社設置外資系企業の外国人社員)の在留期間を最長5年間とすることについては、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)」を踏まえ、関係省庁と連携し、措置の前提である新たな在留管理体制の整備と併せて検討し、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出する。 なお、法務省においては、平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討し、平成19年度末を目処に法務大臣に検討結果を報告することとしており、当該検討結果も踏まえて具体的検討を進める。	平成21年通常国会までに関係法案提出	法務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
701	税関の24時間通常開庁化	関税法第98条、 第100条、第101条、関税法施行 令第87条、税関関係手数料令 第6条	<p>臨時開庁については、前もって申請を求めることにより、税関にとって執務時間外における適切な人員配置を行うとともに、こうした執務時間外の追加的業務を伴う人件費等の行政コストを受益者である申請者に対して求めることを原則とする制度である。したがって、これらの行政コストを全て国費で負担(臨時開庁手数料自体を無料化)することは適当ではないと考える。</p> <p>コンプライアンス優良事業者に対する優遇制度の拡充については、『貿易手続改革プログラム』において「制度の対象となる事業者の範囲を含め」制度の見直しを行うこととされている。今後、コンプライアンスの優れた通関業者に対する税関手続面での特例措置について検討を行い、法制面の改正が必要となる場合には、平成20年度以降の関税改正において見直しを行うこととしている。</p> <p>いずれにしても、臨時開庁については、これまで手数料に関し種々の軽減措置を講じてきたところであり、今後とも、一定の要件を満たす地域におけるコンプライアンス優良事業者に係る措置として、更なる見直しを進めたい。</p>	平成19年度中に 結論	財務省
702	空港間・近接する保税地域間における保税運送承認制度の簡素化	関税法第63条	<p>空港間・近接する保税地域間における保税運送についての税関手続の簡素化について、保税・通関制度全体の見直しの中で今後検討していくこととしている。</p>	平成19年度中に 結論	財務省
802	社会教育に関する権限の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第23条第12号	<p>現在、教育基本法の改正に伴う社会教育法等の見直しについて、中央教育審議会において検討が進められているところであり、社会教育に関する事務の所管の在り方についても、今般、構造改革特区の第11次提案がなされたことも踏まえ、社会教育行政の政治的中立性の担保等に留意しつつ、地方公共団体の判断により首長が担当することの是非について検討し、平成19年度中に措置できるよう結論を得る予定。</p> <p>【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、「平成18年度中に措置できるよう結論」とされていたもの】</p>	平成19年度中に 措置できるよう 結論	文部科学省
803	専修学校に対する幼稚園の教員養成機関としての指定	教育職員免許法(昭和24年5月31日法律第147号)別表第1備考第3号 教育職員免許法施行規則(昭和29年10月27日文部省令第26号)第27条、第28条第1項	<p>既存の指定教員養成機関における教育状況の検証等を行いつつ、関係方面と協議を行い、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種との制度バランス等を考慮した上で、平成19年度中に結論を得る予定。</p> <p>【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、「平成18年度中に結論」とされていたもの】</p>	平成19年度中に 結論	文部科学省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
804 911	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所を認定こども園として利用する場合の財産処分承認手続の簡素化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)第22条	就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するという制度の趣旨に鑑み、認定こども園に係る財産処分承認手続の簡素化について検討し、平成19年度中に結論を得る。	平成19年度中に結論	文部科学省 厚生労働省
903	所在地変更による健康保険証の再作成の廃止	健康保険法施行規則(大正15年7月1日内務省令第36号)第48条	政府管掌健康保険は、平成18年6月に、「健康保険法等の一部を改正する法律」が国会で成立、公布され、平成20年10月に国とは切り離れた新たな保険者として全国健康保険協会を設立し、自主自律の運営のもとに都道府県単位の財政運営を基本として健康保険事業を実施していくこととなっている。平成20年10月に稼働する全国健康保険協会の新たなシステムにおいては、市町村合併等による社会保険事務所の管轄の変更に伴う被保険者証の再作成は必要としないようにシステム的に対応する方向で準備を進めている。なお、上記以外の事業所の所在地を変更した場合の政府管掌健康保険の被保険者証の取扱いについては、一定の条件の下に再作成は不要とする方向で平成19年度内に検討する。 【平成18年2月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項」として措置区分され、実施時期が「平成18年度中に結論」とされていたもの】	平成19年度中に結論	厚生労働省
907	被用者保険資格喪失時の喪失情報通知の義務化	国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第113条の2	社会保険庁及び厚生労働省において、社会保険庁からの国民年金の被保険者の種別の変更等に関する情報の提供事務の在り方について検討を行い、平成19年度中に結論を得ることとする。 【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成19年9月頃までに結論」とされていたもの】	平成19年度中に結論	厚生労働省
910	保育士養成の授業等開設方法の緩和	指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について(平成15年12月9日雇児発第1209001号)	保育士が乳幼児に直接接し、その保育を行う者であることを踏まえ、保育士の養成課程として専修学校の通信教育を活用することの可否及び指定基準のあり方について検討し、平成20年度中に結論を得る。	平成20年度中に結論	厚生労働省
912	医療従事者の労働派遣	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和61年政令第95号)第2条	医療分野における労働者派遣のニーズや紹介予定派遣の運用状況、医療サービスの質や同じチームで働く常勤の職員の負担への影響等を踏まえつつ、医療従事者の派遣労働を可能とすべく検討し、平成19年度中に結論を得る。	平成19年度中に結論	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
1002 1301	特定肥飼料等への炭の追加	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年6月7日法律第116号)第2条第5項、第10条第1項～3項、第20条第1項等 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令(平成13年4月25日政令第176号)第2条	食品リサイクル法では、おおむね5年ごとに基本方針を定めることとされているとともに、法施行後5年を経過した場合において、施行の状況に検討を加えることとなっていることから、その一環として、特定肥飼料等への炭の追加を含む再生利用に係る製品の追加について検討を行っている。 農林水産省は、平成17年10月に設置された食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会において、食品リサイクル制度の見直しについて検討を行った。 また、環境省は、平成17年9月に、生ごみ等の3R・処理に関する検討会を設置し、リサイクルの方法の追加の検討等についてとりまとめを行い、さらに、これを踏まえつつ、食品リサイクル制度の見直しの検討を行うため、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に食品リサイクル専門委員会を設置した。 平成18年9月以降は、食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会の合同会合を開催して検討を重ね、新たな再生利用手法の追加や、地域を限定した再生利用の個別認定について検討すべき旨を盛り込んだとりまとめ(案)を作成し、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会及び食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会において、平成19年2月にそれぞれ了承された。 当該とりまとめ報告を踏まえ、炭の追加を含む特定肥飼料等の範囲を拡大する方向で、その具体的内容について法制的な観点から検討し、平成19年中に結論を得る。 【平成18年2月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項」として措置区分され、実施時期が「平成18年度中に結論」とされていたもの】	平成19年中に結論	農林水産省 環境省
1004	玄米及び精米品質表示要件の緩和	玄米及び精米品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第515号)	「食品の表示に関する共同会議」において、米の品種等の表示に係る農産物検査以外の証明法の適用について検討を行っているところであり、平成19年度中に方向性について結論を得る。	平成19年度中に結論	農林水産省
1108	特例措置1143及び1144における問題審査手数料の見直し	平成18年経済産業省告示第248号第1条第1項第3号、第2条第3項 平成18年経済産業省告示第249号第1条第1項第3号、第2条第3項	当該業務を実施する独立行政法人情報処理推進機構において問題審査に係る実績を積み重ねているところ。今後、試験制度改革を進めていく中で、現行特区制度の評価を踏まえ、高度試験区分の免除制度のあり方について検討し、審査手数料についても適切に検討を行い、平成19年中に結論を得る。 【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成19年9月頃までに結論」とされていたもの】	平成19年中に結論	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
1109	修了者に対する情報セキュリティアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年3月28日経済産業省令第39号)第24条、第25条	産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会にWGを設置し、官民の役割分担を含めた情報処理技術者試験制度のあり方等について検討することとしている。これまでの審議及びパブリックコメントの結果を踏まえ、7月20日に第8回WGを開催し、報告書を取りまとめた。今後、試験制度改革を進めていく中で、現行特区制度の評価を踏まえ、高度試験区分の免除制度のあり方について検討し、平成19年中に結論を得る。 【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成19年9月頃までに結論」とされていたもの】	平成19年中に結論	経済産業省
1110	修了者に対するテクニカルエンジニア(ネットワーク)試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年3月28日経済産業省令第39号)第24条、第25条	産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会にWGを設置し、官民の役割分担を含めた情報処理技術者試験制度のあり方等について検討することとしている。これまでの審議及びパブリックコメントの結果を踏まえ、7月20日に第8回WGを開催し、報告書を取りまとめた。今後、試験制度改革を進めていく中で、現行特区制度の評価を踏まえ、高度試験区分の免除制度のあり方について検討し、平成19年中に結論を得る。 【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成19年9月頃までに結論」とされていたもの】	平成19年中に結論	経済産業省
1111	修了者に対するテクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年3月28日経済産業省令第39号)第24条、第25条	産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会にWGを設置し、官民の役割分担を含めた情報処理技術者試験制度のあり方等について検討することとしている。これまでの審議及びパブリックコメントの結果を踏まえ、7月20日に第8回WGを開催し、報告書を取りまとめた。今後、試験制度改革を進めていく中で、現行特区制度の評価を踏まえ、高度試験区分の免除制度のあり方について検討し、平成19年中に結論を得る。 【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成19年9月頃までに結論」とされていたもの】	平成19年中に結論	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
1112	修了者に対するテクニカルエンジニア(システム管理)試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年3月28日経済産業省令第39号)第24条、第25条	産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会にWGを設置し、官民の役割分担を含めた情報処理技術者試験制度のあり方等について検討することとしている。これまでの審議及びパブリックコメントの結果を踏まえ、7月20日に第8回WGを開催し、報告書を取りまとめた。今後、試験制度改革を進めていく中で、現行特区制度の評価を踏まえ、高度試験区分の免除制度のあり方について検討し、平成19年中に結論を得る。 【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成19年9月頃までに結論」とされていたもの】	平成19年中に結論	経済産業省
1114	液化石油ガス販売事業及び保安業務実施状況の報告様式における押印又は自署署名の省略	液化石油ガスの確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第149号)第3条第1項、第29条第1項 「液化石油ガスの確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について」平成43年2月12日付け43化第151号 通商産業省化学工業局長 通達	通達において規定されている液化石油ガス販売事業及び保安業務実施状況の報告様式について、押印又は自署署名を省略可能とできるかを検討し、平成19年度中に結論を得る。	平成19年度中に結論	経済産業省
1206	第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施する際の条件の緩和	旅行業法施行規則(昭和46年11月10日運輸省令第61号)第1条の2	第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施する際の条件に関し、特別の措置を構すべき地域の範囲の拡大について、必要な検討を行う。	平成20年9月頃までに結論	国土交通省
2001	暴力団欠格審査に関する調査手続の合理化による入札参加者の負担軽減	・競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年6月2日法律第51号)第10条、第17条、第19条 ・「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領(通知)」平成18年12月13日付け、府官監第28号 官民競争入札等監理委員会事務局 局長通知	暴力団排除に関する欠格事由該当性の審査を落札後に落札者に限って実施することの可否、該当した場合に当該落札を無効とすることの可否等について、地方自治法や会計法令等における入札参加資格に関する規定との関係を含め現在検討中であり、引き続き検討する。 なお、当該落札後の審査のほか、他の方法により地方公共団体や民間事業者の負担を軽減することについても併せて検討し、平成19年度中を目途に結論を得る。	平成19年度中に結論	内閣府

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
2002	住民基本台帳事務のアウトソーシングの推進	-	「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)を踏まえ、関係省庁に対し、自主的・積極的な検討を要請することとしており、関係省庁と監理委員会の間において十分に協議し、平成19年内を目途に結論を得る。	平成19年12月頃までに結論	内閣府
2003	戸籍事務及び外国人登録事務のアウトソーシングの推進	-	「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)を踏まえ、関係省庁に対し、自主的・積極的な検討を要請することとしており、関係省庁と監理委員会の間において十分に協議し、平成19年内を目途に結論を得る。	平成19年12月頃までに結論	内閣府
2004	印鑑登録事務のアウトソーシングの推進	-	「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)を踏まえ、関係省庁に対し、自主的・積極的な検討を要請することとしており、関係省庁と監理委員会の間において十分に協議し、平成19年内を目途に結論を得る。	平成19年12月頃までに結論	内閣府
2005	税証明事務等のアウトソーシングの推進	-	「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)を踏まえ、関係省庁に対し、自主的・積極的な検討を要請することとしており、関係省庁と監理委員会の間において十分に協議し、平成19年内を目途に、その是非について結論を得る。	平成19年12月頃までに結論	内閣府
2006	国民健康保険の資格取得・喪失関係業務及び被保険者証等の交付業務のアウトソーシングの推進	-	「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)を踏まえ、関係省庁に対し、自主的・積極的な検討を要請することとしており、関係省庁と監理委員会の間において十分に協議し、平成19年内を目途に、その是非について結論を得る。	平成19年12月頃までに結論	内閣府
2007	老人保健法の医療受給者証交付関係業務及び転出時の負担区分等証明書交付関係業務のアウトソーシングの推進	-	「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)を踏まえ、関係省庁に対し、自主的・積極的な検討を要請することとしており、関係省庁と監理委員会の間において十分に協議し、平成19年内を目途に、その是非について結論を得る。	平成19年12月頃までに結論	内閣府
2008	介護保険受給資格証明書の交付業務のアウトソーシングの推進	-	「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)を踏まえ、関係省庁に対し、自主的・積極的な検討を要請することとしており、関係省庁と監理委員会の間において十分に協議し、平成19年内を目途に、その是非について結論を得る。	平成19年12月頃までに結論	内閣府